



新潟県公報

平成 25 年
3月29日(金)
第2466号

目 次

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	279
○新潟県土地利用基本計画の一部変更	280
○軽油引取税免税証の無効	280
○新潟県保健医療計画の変更	280
○農業振興地域の区域の変更	283
○地籍調査の成果の認証	283
○道路の区域の変更	284
○道路の供用開始	286
○都市計画の変更及び図書の縦覧	286
○都市計画事業計画の変更認可	287
○同	287
○同	288
○同	288
○同	289
○同	289
○同	290
○同	290
○同	291

公 告

○土地改良区役員の就任	291
○県営土地改良事業の特別減歩の指定	291
○土地区画整理組合理事の住所の変更	292

監 査 委 員

○監査結果の公表	292
○地方自治法第190条第7項の規定に基づく財政的援助団体の監査結果の公表	293

調 達 等 公 告

○入札公告	296
-------	-----

宇都宮市街地開発組合

○非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正	297
○宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会	298
○宇都宮市街地開発組合一般会計予算	298

正 誤

○第530号中	299
○第2460号中	299

告 示

新潟県告示第百四十七号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年新潟県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平

成二十五年分の補助金等から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部高齢対策課の款栃木県介護施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の項交付の目的の欄中「特別養護老人ホーム」の下に「又は介護老人保健施設（以下この項において「特別養護老人ホーム等」という。）」を加え、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄中「社会福祉法人」を「民間事業者（社会福祉法人、医療法人その他知事が適当と認める者をいう。以下この項において同じ。）」に、「特別養護老人ホーム」を「特別養護老人ホーム等」に改め、同項交付の相手方の欄中「社会福祉法人」を「民間事業者」に改める。

(高齢対策課)

栃木県告示第148号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成25年3月21日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

(地域振興課)

栃木県告示第149号

次の軽油引取税免税証は、平成25年3月15日から無効とした。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県名 税務所名	無効の事由
200円券	農業	A0760318502 ～ A0760318507	6枚	H25.1.1 ～ H25.12.31	那須町 (株)JAエルサポート	栃木県 大田原県税事務所	紛失
100円券	農業	A0660050222	1枚	H25.1.1 ～ H25.12.31			
50円券	農業	A0560033669	1枚	H25.1.1 ～ H25.12.31			
20円券	農業	A0460055881 ～ A0460055882	2枚	H25.1.1 ～ H25.12.31			

(税務課)

栃木県告示第150号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により栃木県保健医療計画（平成20年栃木県告示第171号）を変更したので、第30条の4第13項の規定により変更後の栃木県保健医療計画の概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の計画書は、栃木県保健福祉部保健福祉課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県保健医療計画

第1 計画策定の趣旨

保健医療を取り巻く環境の変化や医療サービス提供体制の制度改革などの新たな課題に対応するため、現行の計画を見直し、栃木県保健医療計画（6期計画）を策定することとした。

第2 計画の基本理念

基本理念として、「良質な保健医療を提供する体制を確保し、生涯を通じて安心して健康でいきいきと暮らすことができる環境づくり」を掲げ、県民の視点に立った、安全で質の高い医療が効率的に受けられる体制の整備充実を図り、すべての県民が健康でいきいきと、安心して快適に生活できる社会の実現を目指して、計画を推進する。

第3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を持つものである。

- 1 本県の保健医療に関する基本的な指針となる計画であること。
- 2 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画であること。
- 3 栃木県重点戦略“新とちぎ元気プラン”を踏まえた計画であること。
- 4 栃木県医療費適正化計画、栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21）、栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）、栃木県がん対策推進計画、栃木県歯科保健基本計画、栃木県障害者計画（新とちぎ障害者プラン21）、栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）、その他保健・医療・福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画であること。

第4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までとする。

第5 保健医療圏の設定及び基準病床数に関する事項

1 保健医療圏の設定に関する事項

医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域（以下「二次保健医療圏」という。）及び同項第10号に規定する区域（以下「三次保健医療圏」という。）を次のとおり設定する。

二 次 保 健 医 療 圏		三 次 保 健 医 療 圏
保健医療圏の名称	区 域	
県北保健医療圏	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡	県 の 区 域
県西保健医療圏	鹿沼市、日光市	
宇都宮保健医療圏	宇都宮市	
県東保健医療圏	真岡市、芳賀郡	
県南保健医療圏	栃木市、小山市、下野市、河内郡、下都賀郡	
両毛保健医療圏	足利市、佐野市	

2 基準病床数に関する事項

医療法第30条の4第2項第11号に規定する基準病床数を次のとおり定める。

区 分		基 準 病 床 数
療 養 病 床 及 び 一 般	県 北 保 健 医 療 圏	1,770
	県 西 保 健 医 療 圏	682
	宇 都 宮 保 健 医 療 圏	3,480
	県 東 保 健 医 療 圏	481
	県 南 保 健 医 療 圏	3,732

病床	両毛保健医療圏	1,995
	計	12,140
精神病	床	4,779
結核	病	65
感染症	症	32

第6 5疾病・5事業・在宅医療の医療連携体制に関する事項

患者の立場に立って、地域の限られた医療資源を有効に活用しながら、切れ目なく適切な医療の提供がなされる「医療連携体制」の構築を図る。

特に県民の健康の保持を図るため広範かつ継続的な医療の提供が必要ながん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5疾病、特に県民が安心して医療を受けられる体制の確保が重要である救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療の5事業及び在宅医療について、地域ごとに医療連携体制を構築し、整備充実に努める。

構築した地域ごとの医療連携体制については、5疾病5事業及び在宅医療のそれぞれの機能を担う具体的な医療機関名などをわかりやすく明示し、県民や患者が、地域の医療機能を理解し、病状・病期に適した質の高い医療を受けられるようにする。

※ 計画の構成

第1章 保健医療計画の基本的な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の基本理念 3 計画の位置づけ 4 計画の期間
第2章 栃木県の保健・医療の現状	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口の動向 2 受療の状況 3 医療資源の状況 4 医療費の状況
第3章 保健医療圏と基準病床数	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療圏設定の基本的考え方 2 保健医療圏の設定 3 基準病床数
第4章 良質で効率的な医療の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民・患者の立場に立った医療サービスの提供 2 医療機関の機能分担と連携 3 医療安全対策の推進 4 保健医療に関する情報化の推進
第5章 5疾病・5事業・在宅医療の医療連携体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療連携体制の基本的な考え方 2 5疾病の医療連携体制 3 5事業の医療連携体制 4 在宅医療の医療連携体制
第6章 保健・医療・生活衛生の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な保健医療対策の推進 2 薬事対策の充実 3 食品の安全と生活衛生の確保
第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健・医療・福祉の連携 2 健康づくりの推進 3 高齢者保健福祉対策 4 障害者保健福祉対策 5 母子保健対策 6 学校における保健対策 7 職域における保健対策 8 自殺対策の推進 9 健康危機管理体制の整備

<p>第8章 保健・医療・福祉を支える人材の育成確保</p>	<p>1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 獣医師 5 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師） 6 多様な保健医療福祉サービス従事者 7 管理栄養士・栄養士 8 介護サービス従事者（介護福祉士・社会福祉士・ホームヘルパー・ケアマネジャー）</p>
<p>第9章 圏域ビジョン</p>	<p>1 県北保健医療圏 2 県西保健医療圏 3 宇都宮保健医療圏 4 県東保健医療圏 5 県南保健医療圏 6 両毛保健医療圏</p>
<p>第10章 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価</p>	<p>1 計画の周知と情報公開 2 計画の推進体制と役割 3 進行管理、計画の評価、見直し</p>

(保健福祉課)

栃木県告示第151号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農政部農政課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 茂木町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。
大字鮎田、大字青梅、大字桧山、大字林、大字馬門及び大字飯野のうち別図の斜線で表示した部分に該当する土地の区域
- 2 那須町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域に編入する。
大字寺子乙のうち字上ノ原の地番3903の一部、3904-2の一部、3904-3の一部、3904-4の一部、3904-6、3904-9から3904-11まで、3904-12の一部、3904-14から3904-16まで、3904-18、3904-19、3904-20の一部、3904-21、3906から3918-9まで、3918-11から3918-14まで、3918-124から3918-126まで、3918-130から3918-136まで、3919-1から3930まで、3939から3962-1まで、3962-4、3962-5、4328-2、4329-2、4331-2、4332-2、4333-2、4334-2、4335-2の区域
大字寺子丙のうち字前原の地番8-1、8-2の一部、8-3の一部、9-2から9-6まで、1087-5から1087-6-2まで、1087-11の区域
字堀ノ上の地番100-7から100-10まで、101-5、102-6、102-7の区域
字馬坂の地番275の一部、276から277-2まで、277-3の一部、280の一部の区域
大字富岡のうち字大久保の地番1085-4、1085-36、1085-41、1085-42、1085-337、1085-445の区域
大字豊原甲のうち字蒲沢の地番887-1-1から887-11まで、887-13から887-17まで、887-19から889-5まで、889-6の一部、889-7、890-1の一部、890-3、890-4、890-6の一部、890-7の一部、890-8から890-12までの区域
字西原の地番894-1から894-5まで、920-2、920-5から920-8まで、920-9の一部、920-11、4895-1から4895-4まで、4895-5の一部、4895-6から4895-18まで、5230の区域

(農政課)

栃木県告示第152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市中里町及び松田新田町の各一部	宇都宮市中里町及び松田新田町の各一部（中里原Ⅳ・松田新田地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
	宇都宮市上田原町及び下田原町の各一部	宇都宮市上田原町及び下田原町の各一部（上田原Ⅴ・下田原Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
小山市	小山市大字羽川及び大字南半田の各一部	小山市大字羽川及び大字南半田の各一部（羽川Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
下野市	下野市小金井及び笹原の各一部	下野市小金井及び笹原の各一部（小金井Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
那須烏山市	那須烏山市横枕の一部	那須烏山市横枕の一部（横枕Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
	那須烏山市横枕の一部	那須烏山市横枕の一部（横枕Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日
	那須烏山市向田の一部	那須烏山市向田の一部（向田Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年3月19日

（農村振興課）

栃木県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年3月29日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
3	前	下都賀郡壬生町大字羽生田字二本木1019-3から 下都賀郡壬生町大字羽生田字二本木1066-1まで	40.0～43.0	26.0	
	後	下都賀郡壬生町大字羽生田字二本木1019-3から 下都賀郡壬生町大字羽生田字二本木1066-1まで	40.0～46.0	26.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利館林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
8	前A	足利市野田町2044-1から 足利市野田町1171まで	6.6～30.5	2,029.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	足利市野田町2044-1から 足利市野田町1171まで	13.6～18.8	2,105.0	
	後	足利市野田町2044-1から 足利市野田町1171まで	13.6～18.8	2,105.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 野田多々良停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
148	前	足利市野田町1374-7から 足利市久保田町244まで	8.0～11.7	463.0	
	後	足利市野田町1112-1から 足利市久保田町244まで	10.0～11.3	254.0	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
155	前A	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 974-1から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 1290-1まで	13.0～16.0	1,176.2	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 138-62から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 1290-1まで	31.0～46.0	911.7	
	後	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 138-62から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 1290-1まで	31.0～46.0	911.7	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 羽生田上蒲生線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
177	前	下都賀郡壬生町大字福和田字東原 1573-6 から 下都賀郡壬生町大字福和田字東原 1589-4 まで	5.8～7.5	761.0	
	後	下都賀郡壬生町大字福和田字東原 1573-6 から 下都賀郡壬生町大字福和田字東原 1589-4 まで	12.6～32.9	761.0	

栃木県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年3月29日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
161	一 般 県 道 下 河 戸 片 岡 線	矢板市片岡字猪ノ子原2151-6 から 矢板市片岡字沢橋2167-10まで	平成25年3月29日
208	一 般 県 道 飛 駒 足 利 線	足利市菅田町474-1 から 足利市菅田町470-3 まで	平成25年3月29日

(道路保全課)

栃木県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

- I
 - 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路3・3・102号宇都宮水戸線、3・4・202号古峯原宮通り及び3・4・203号鹿沼環状線
 - 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
宇都宮市飯田町並びに鹿沼市千渡及び白桑田の各一部
 - 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮市都市整備部都市計画課及び鹿沼市都市建設部都市計画課
- II
 - 1 都市計画の種類及び名称
日光都市計画道路3・4・20号平町東町線及び3・4・25号下今市駅前線
 - 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
日光市今市字中道及び字小林道下の各一部

- 3 縦覧場所
栃木県土整備部都市計画課及び日光市建設部都市計画課

Ⅲ

- 1 都市計画の種類及び名称
那須都市計画道路3・4・5号若葉通り、3・4・6号公園通り及び3・4・7号駅前通り
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
那須町大字富岡字裏林及び字大久保、大字寺子乙字上ノ原、字北向、字山岸、字下川道添、字前原及び字前通、大字寺子丙字前原、字馬坂、字堀ノ上、字東山及び字屋敷前並びに大字豊原甲字蒲沢及び字西原の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県土整備部都市計画課及び那須町建設課

(都市計画課)

栃木県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和33年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年3月31日～平成31年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号及び平成21年栃木県告示第169号の事業地のうち、駒生町において事業地を変更し、立伏町を加える。
- (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年栃木県告示第664号上河内都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条

第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上河内都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成15年12月5日～平成31年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1154号小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月28日～平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和46年栃木県告示第1154号、昭和55年栃木県告示第201号、昭和61年栃木県告示第187号、昭和62年栃木県告示第950号、平成3年栃木県告示第403号、平成4年栃木県告示第592号、平成7年栃木県告示第104号、平成10年栃木県告示第150号、平成12年栃木県告示第108号、平成13年栃木県告示第181号、平成14年栃木県告示第279号、平成17年栃木県告示第830号、平成19年栃木県告示第254号、平成22年栃木県告示第85号、平成22年栃木県告示第261号及び平成23年栃木県告示第168号の事業地のうち、大字立木字大日川原、字畝割及び字桃木畑、大字小山字向河原、字前河原及び字下河原上並びに大字大行寺字上川原及び字下川原において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年栃木県告示第134号宇都宮都市計画下水道事業真岡市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
真岡市

2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業真岡市公共下水道

3 事業施行期間
昭和48年2月23日～平成30年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和48年栃木県告示第134号、昭和54年栃木県告示第314号、昭和54年栃木県告示第898号、昭和56年栃木県告示第953号、昭和60年栃木県告示第782号、昭和63年栃木県告示第836号、平成5年栃木県告示第236号、平成5年栃木県告示第731号、平成10年栃木県告示第144号、平成12年栃木県告示第68号、平成14年栃木県告示第339号、平成20年栃木県告示第84号及び平成23年栃木県告示第328号の事業地に、真岡市久下田西一丁目、久下田西二丁目、久下田西三丁目、久下田西四丁目、久下田西五丁目、久下田西六丁目、久下田西七丁目、さくら一丁目、さくら二丁目、さくら三丁目及びさくら四丁目、真岡市久下田字西木戸、字新田、字西山、字千代ヶ岡、字蟠龍水、字伐残シ及び字上城の全部の区域並びに真岡市久下田字古袋、真岡市石鳥字上城、字谷ツ田、字丸山、字大道、字西裏、字東裏の各一部の区域を加える。

栃木県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和54年栃木県告示第853号大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

大田原市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道

3 事業施行期間

昭和54年9月14日～平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成7年栃木県告示第135号烏山都市計画下水道事業烏山町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

那須烏山市

2 都市計画事業の種類及び名称

那須烏山都市計画下水道事業那須烏山市公共下水道

3 事業施行期間

平成7年3月10日～平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成7年栃木県告示第135号、平成12年栃木県告示第527号、平成18年栃木県告示295号の事業地のうち、栃木県那須烏山市中央一丁目字杉並及び字元町、中央二丁目字仲町及び字鍛冶町並びに南一丁目字高峰地内において事業地を変更し、中央一丁目字十四軒町、字秋葉町、字泉町及び字五軒町、中央二丁目字泉町並びに中央三丁目地内を加える

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年栃木県告示第510号茂木都市計画下水道事業茂木町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

茂木町

2 都市計画事業の種類及び名称

茂木都市計画下水道事業茂木町公共下水道

3 事業施行期間

平成9年8月8日～平成29年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成9年栃木県告示第510号、平成15年栃木県告示第92号、平成20年栃木県告示第579号及び平成22年栃木県告示第58号の事業地に、栃木県芳賀郡茂木町大字三坂字坂下、字山下、字広町、字シツミ、字橋場及び字高坂並びに大字坂井字岩崎及び字梅沢を加え、大字坂井字愛宕において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年栃木県告示第709号市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

市貝町

2 都市計画事業の種類及び名称

市貝都市計画下水道事業市貝町公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月1日～平成29年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年栃木県告示第591号小山栃木都市計画下水道事業野木町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
野木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業野木町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年8月7日～平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成4年栃木県告示第591号、平成10年栃木県告示第151号、平成11年栃木県告示第524号、平成13年栃木県告示第90号、平成16年栃木県告示第360号、平成19年栃木県告示第253号の事業地に、大字潤島字若林裏、大字潤島字赤塚境、大字友沼字松原、大字友沼字南を加える。
 - (2) 使用の部分
変更なし

(都市整備課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
釜ヶ淵土地改良区	理事		萩原 良治	さくら市上阿久津1807-21		25.3.5

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営金田北部3期地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積	特に減じる地積	摘要
大田原市	荒井	登戸通東	541	山林	田	9,728㎡	5,192㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2066-1	畑	田	2,304㎡	2,223㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2126-1	田	田	3,728㎡	3,471㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2179	畑	畑	826㎡	379㎡	

大田原市	中田原	上深田西	2181-1	畑	田	1,259㎡	1,187㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2184	畑	田	1,279㎡	1,200㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2219-7	畑	田	5,348㎡	4,151㎡	
大田原市	中田原	上深田西	2243-2	田	田	1,256㎡	1,170㎡	
大田原市	富池	船山前	380-6	畑	畑	981㎡	706㎡	
大田原市	富池	船山前	389-2	田	田	922㎡	664㎡	
大田原市	富池	船山前	395-2	田	田	996㎡	813㎡	
大田原市	富池	船山前	438-1	田	田	7,674㎡	5,975㎡	
大田原市	富池	船山前	476-2	畑	田	1,452㎡	1,049㎡	

(農地整備課)

○土地区画整理組合理事の住所の変更

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年 3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

土地区画整理組合名	氏 名	変 更 前 住 所	変 更 後 住 所	届 出 年 月 日
小山市小山東部第二土地区画整理組合	椎名 正光	小山市大字犬塚846番地2	小山市犬塚8丁目6番地1	平成25年 3月18日
	藤卷 三千彦	小山市大字犬塚994番地14	小山市犬塚7丁目11番地7	
	植野 芳彦	小山市大字犬塚998番地176	小山市犬塚8丁目16番地13	
	大貫 武男	小山市大字犬塚983番地12	小山市犬塚7丁目18番地14	
	沖 伊和恵	小山市大字犬塚842番地3	小山市犬塚8丁目2番地8	
	輕部 泰司	小山市大字犬塚950番地	小山市犬塚6丁目20番地10	
	椎名 公美	小山市大字犬塚871番地	小山市犬塚6丁目3番地7	
	新美 幸雄	小山市大字犬塚998番地404	小山市犬塚8丁目8番地1	
	森田 和男	小山市大字犬塚858番地	小山市犬塚8丁目14番地5	
	吉田 稔	小山市大字犬塚842番地10	小山市犬塚8丁目2番地6	

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年 3月29日

栃木県監査委員	梶	克	之
同	早	川	尚
同	黒	本	敏
同	田	崎	昌
		芳	芳

第1 監査事項
財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成25年2月	平成23年度及び平成24年度（9月末現在）	給与については予備監査実施日まで

第3 監査の結果
(教育委員会)

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
今市高等学校	平成25年2月20日	給与事務のうち、期末手当において、育児休業職員の在職期間別支給割合を誤ったことから、過支給となっているものが1件69,393円あった。
小山北桜高等学校	平成25年2月20日	予算執行のうち、高等学校産業教育施設整備事業費に係る深井戸ポンプ改修工事において、当該井戸を公有財産としてその現況を把握し適正な管理をしていなかったため、誤った井戸の深さを基に設計積算し、必要以上の数量の揚水管を製作していた。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

栃木県監査委員 梶 克 之
同 早 川 尚 秀
同 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳

監 査 簡 所	監 査 年 月 日	監 査 対 象 年 度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
学 校 法 人 須 賀 学 園	平成24年 11月19日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・私立学校施設災害復旧費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 佐 山 学 園	平成24年 11月27日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 佐野日本大学学園	平成24年 12月4日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行され

			<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金 	たものと認められた。
学 校 法 人 宇 都 宮 Y M C A 学 園	平成25年 1月25日	平成23年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園運営費補助金 ・私立学校施設災害復旧費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 ひまわり学 園	平成25年 2月5日	平成23年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園運営費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
財 団 法 人 と ち ぎ 未 来 づ くり 財 団	平成25年 2月5日	平成23年度	<p>団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・栃木県総合文化センター文化事業補助金 ・栃木県青少年育成推進事業費補助金 ・栃木県総合文化センター ・栃木県子ども総合科学館 ・栃木県立とちぎ海浜自然の家 ・栃木県立なす高原自然の家 ・栃木県立しもつけ風土記の丘資料館 	団体の運営及び補助金に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
株 式 会 社 日 光 自 然 博 物 館	平成24年 10月26日	平成23年度	<p>団体の運営状況及び公の施設の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・栃木県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場 	団体の運営及び公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
財 団 法 人 栃 木 県 環 境 保 全 公 社	平成25年 2月8日	平成23年度	<p>団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・廃棄物対策推進事業費補助金 ・廃棄物処理施設等周辺整備事業市町村交付金 	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 支 部 栃 木 県 済 生 会	平成25年 1月22日	平成23年度	<p>次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県看護師等養成所運営費補助金 ・病院内保育所運営費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・救急医療施設運営費等補助金 	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク分娩受入促進事業補助金 ・産科医等確保支援事業費補助金 ・新生児医療担当医確保支援事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 ・小児医療施設設備整備費補助金 ・周産期医療施設設備整備費補助金 ・災害拠点病院医療体制支援事業費補助金 ・救命救急センター設備整備費補助金 ・児童福祉施設整備費補助金 ・救命センター土地使用料負担金 ・救命救急センター設備整備資金貸付金 	
公益財団法人 栃木県産業振興 センター	平成25年 2月1日	平成23年度	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・栃木県産業振興センター補助金 ・特許情報利用促進事業費補助金 ・小規模企業者等設備導入資金貸付金 	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 大谷地域整備公社	平成25年 1月22日	平成23年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・財団法人大谷地域整備公社安全対策推進事業費補助金 	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
西那須野商工会	平成25年 1月22日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
一般社団法人 栃木県商工会議所 連 合 会	平成25年 1月29日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
石 橋 商 工 会	平成25年 2月1日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

鹿沼商工会議所	平成25年 2月5日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県国際交流協 会	平成25年 1月25日	平成23年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・国際化推進事業費補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益社団法人 栃木県観光物産協 会	平成25年 1月25日	平成23年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・社団法人栃木県観光物産補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
大高商事グループ 代表者株式会社 大高商事	平成25年 1月25日	平成23年度	公の施設の管理状況 ・栃木県立宇都宮産業展示館	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
全国農業協同組合 連合会栃木県本部	平成25年 1月22日	平成23年度	公の施設の管理状況 ・栃木県鶏頂高原牧場	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 とちぎ建設技 術センター	平成25年 2月8日	平成23年度	団体の運営状況 ・出資金	団体の運営は、設立目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
東野交通株式会社	平成25年 2月8日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・栃木県バス運行対策費補助金 ・栃木県生活バス路線維持費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県高等学校 体育連盟	平成25年 2月5日	平成23年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・高等学校スポーツ大会開催・派遣費等補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
環境整備株 式会社	平成25年 2月8日	平成23年度	公の施設の管理状況 ・栃木県体育館分館	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
財団法人 日光杉並木 保護財団	平成25年 1月29日	平成23年度	団体の運営状況及び次の交付金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・日光杉並木街道保護事業費交付金	団体の運営及び交付金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 災害廃棄物運搬業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月11日から同年7月31日まで
- (4) 履行場所 運搬元：多賀城市震災廃棄物仮置場（宮城県多賀城市宮内一丁目16番地）
運搬先：壬生町清掃センター（栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田1350番地3）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、資源回収の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年4月9日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項の許可を栃木県知事から受けている者であり、かつ、法第14条第2項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）附則第12条に基づき、優良基準に適合していると認められた者であること。
- (5) 栃木県内に本店、支店、営業所その他の事業場（事故等の緊急時の対処を行うことができる機能を有するもの）を有していること。
- (6) 過去3年間（平成22年4月以降現在まで）に、本県内で木くずの運搬業務を受託した者であること。
- (7) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (8) 自ら委託を受ける業務を実施すること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市1丁目1番20号 栃木県環境森林部廃棄物対策課 電話028-623-3107
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年4月9日（火）午前10時 栃木県庁本館8階会議室4
- (3) その他 入札説明書は、平成25年3月29日から同年4月8日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ 詳細は、入札説明書による。

(廃棄物対策課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合規則第一号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宇都宮市街地開発組合長 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（平成十三年宇都宮市街地開発組合規則第1号）の1部を次のように改正する。

第二条の表中「三十万四千円」を「三十一万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

宇都宮市街地開発組合告示第7号

平成25年3月13日招集した第216回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月13日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成25年3月29日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

第1号議案 平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

宇都宮市街地開発組合告示第8号

平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算は、平成25年3月13日成立の結果、次の通りである。

平成25年3月29日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

平成25年度宇都宮市街地開発組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 財産収入		50,580
	1 財産運用収入	50,579
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		44,539
	1 基金繰入金	44,539
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		24
	1 預金利子	1
	2 雑収入	23
歳入合計		95,253

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
---	---	-----

1 議 会 費		2,542
	1 議 会 費	2,542
2 総 務 費		88,758
	1 総 務 管 理 費	88,583
	2 監 査 委 員 費	175
3 処 分 管 理 費		3,453
	1 処 分 管 理 費	2,294
	2 販 売 促 進 費	1,159
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	95,253

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第530号	207	10及び11並びに13及び14	サ	サ
第2460号	211	16	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。）	サルモネラ・プロラム